第25期 第25回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和７年６月27日

　　至　令和７年６月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第25回 北広島市農業委員会総会議事録

令和7年6月27日（金）13時30分、第25回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第5　議案第1号　現況証明願について
日程第6　議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7　議案第3号　現地調査委員の決定について
日程第8　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　5番　佐々木　珠惠　委員

5　事務局出席者　事務局長　柴　清文　事務局次長　山田　孝博
主査　佐野　央馬　主事　河野　うらら

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により２番　安宅委員、３番　山田委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和７年６月27日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第１号農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

今回は２件の報告がございます。

番号1、転用地は　○○　の３筆で、合計面積は8,877.19㎡であり、　○○　氏にて、スノーモービル体験場のため、令和６年11月13日に一時転用が許可され、令和７年３月31日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。令和７年５月14日には事務局での現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しております。

番号2、転用地は　○○　の２筆で、合計面積は967.23㎡であり、　○○　氏にて、雪堆積場所のため、令和６年12月19日に一時転用が許可され、令和７年５月31日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。令和７年６月11日には事務局での現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第２号　農地法第３条の３の届出による専決処分についてご説明いたします。

今回は２件の届出が出されております。

番号1、場所は　○○　の２筆で、合計面積は9,907㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんの希望はなく、令和７年６月６日に専決処分しております。

番号2、場所は　○○　の10筆で、合計面積は96,694㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんの希望があり、令和７年６月９日に専決処分しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。私から一つ良いですか。番号1・番号２の現状を教えてください。

事　務　局　番号１につきましては、所有者の　○○　氏が自己管理している状況となっております。番号２につきましては、所有者の管理となっておりますが、以前から管理の一部を　○○　氏に頼んでいる部分もあり、大半の農地は牧草畑となっております。あっせん希望ありということですが、牧草畑ということで畜産の農家さんを中心に調整を進めていく予定でございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。宮北委員どうぞ。

宮 北 委 員　○○　ですが、実際に何か作付けされていると思いますが、現況どうなっているのか教えてください。

事　務　局　○○　氏の自宅周りが　○○　と　○○　ですが、そちらについては牧草栽培ではなく家庭菜園として利用していると聞いております。また、　○○　において、今回の届出の対象となりませんが、すでに　○○　氏によってキャンプ場として転用がされている土地があります。以上です。

議　　長　キャンプ場の部分と、葡萄の苗木が植わっているところはこの中に入っていますか。

事　務　局　キャンプ場部分は既に転用しているため届出の中には入っていません。葡萄の苗木が栽培されている部分につきましては、届出内容では　○○　氏の自己管理とされております。

宮 北 委 員　畜産農家中心でということでしたが、以前私たちも家周りの牧草地を刈ったりしておりましたが、今は道路挟んで住宅側の管理はしていないので、そちらは畜産農家以外に賃貸をしてもらう方が適正管理になると思います。以上です。

事務局次長　○○　氏については、今回の届出に関してはあっせん希望となっていますが、メインは牧草地を言われていて、自宅周りのことは自分で耕作すると伺っております。キャンプ場として貸している部分が農地の内地番ということで、線引きが現地で明確ではないところもありますが、自宅周りの農地については　○○　氏に管理状況を確認しながら、他者に貸している状況であれば、制度を使うよう話しをしていこうと思います。ただし、あくまで自己管理を希望するという場合は、こちらも自己管理として対応していきたいと思います。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 5：議案第 1 号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第 1 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 1 号　現況証明願について提案理由を説明いたします。

今回は 2 件の願出が出されております。

番号 1、願出地は　○○　及び　○○　で、合計面積は 23,547 ㎡であります。願出人は、○○　氏、所有者は　○○　氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。

なお、現況証明事務処理規定では、市街化区域内農地で一定要件に該当する農地につきましては、事務局で調査し、会長の専決処分ができることとされており、　○○　の土地はこの規定に該当するところですが、願出が、　○○　の土地と同時に出されたことから、現地調査委員会におきまして調査をしたものです。

番号 2、願出地は　○○　の 4 筆で、合計面積は 10,451 ㎡であります。願出人は、　○○　氏であり、願出目的は地目変更登記のためであります。

令和 7 年 6 月 16 日に山田委員、宮北委員、塚本委員の 3 名にて現地査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、山田委員長より調査結果の報告をお願い致します。

山 田 委 員　令和 7 年 6 月 16 日、現況証明願による現地調査を宮北委員、塚本委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号 1、願出人　　○○　氏、所有者　　○○　氏による願出でございますが、場所は　○○　地区と　○○　地区であります。

○○　地区の土地は　○○　線を挟んで　○○　の向かい側に位置しています。この土地は平成 4 年に農地法第 5 条の許可により　○○　氏が取得している土地であり、現地の状

況は転用により農地に該当しないことが確認されたため、「非農地」と認定いたしました。
　○○　地区の土地は　○○　線から　○○　線を南に約 500m 進んだ右手に位置しています。この土地は昭和 50 年に農地法第 5 条の届出により　○○　氏が取得している市街化区域内の土地です。現地の状況は転用により農地に該当しないことが確認されたため、「非農地」と認定いたしました。
　番号 2、所有者　○○　氏による願出でございますが、場所は　○○　地区で、　○○　線と　○○　線の交差点から北に 450m 進んだ左手に位置しています。
　この土地の内、　○○　につきましては、昭和 57 年に農地法第 4 条の許可により、転用された部分であり、現況が農地に該当しないことが確認されたため、「非農地」と認定いたしました。
　この他の土地につきまして、　○○　は平成 23 年に耕作放棄地調査により非農地通知が発出されているものの、現状では　○○　、　○○　とともに牧草が栽培されており、農地性が認められたため、全て「農地」と認定いたしました。
　以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 1 号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第 6：議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 2 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について提案理由を説明いたします。
　今回は、1 件の申請が出されております。
　番号 1、申請地は　○○　の 3 筆で、合計面積は 19,040 ㎡であり、貸主は　○○　氏、○○　氏、　○○　氏の 3 名であり、借主は　○○　氏であります。権利移転の内容は、ゴルフトーナメント来場者臨時駐車場に伴う一時転用であり、転用期間は令和 7 年 9 月 15 日から令和 7 年 9 月 21 日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。この土地については、去年まで　○○　氏が牧草管理していた土地ですが、今年はどのような形になっていますか。

事　務　局　こちらで伺った情報としては、ご自身の所有地については自己管理をしており、　○○　氏の土地については、昨年までは　○○　氏が賃貸しておりましたが、　○○　氏が管理していることになっております。　○○　氏の土地につきましては、契約はなく所有者の自己管理となっております。

議　　長　ほかに何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 2 号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 2 号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第 7：議案第 3 号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第 3 号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第 5 条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として 2 番　安宅委員、5 番　佐々木委員、推進委員の調査委員として阿部委員、調査補充委員として、農業委員は 6 番　佐藤委員、推進委員は坂本委員を指名いたします。

＜日程第８：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局次長　諸報告を行います。私から３点ご報告させていただきます。まず１点目、次回の第26回農業委員会総会につきましては、令和７年７月29日火曜日、午後１時30分から北広島市役所５階委員会室で予定をしております。また、本日令和７年度北広島市農業委員会総会開催表をお配りしておりますが、開催予定が変更となっておりますので併せてこちらで報告いたします。第27回８月の総会ですが、８月28日から８月26日、午後１時30分に変更となっております。第28回の９月総会は、９月29日から９月25日、午後１時30分に変更となっておりますので、よろしくお願いいたします。２点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。７月の予定ですが、２日、道央農業振興対策協議会が11時から江別でございまして、会長が出席いたします。４日、令和７年度市町村農業委員会事務局長研修会が札幌でございますが、こちらは事務局長が出席いたします。29日、先ほど申し上げましたとおり、第26回農業委員会総会となっておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして３点目、次回の現地調査委員会の日程につきましては、７月16日水曜日、午後１時00分を集合予定としておりますので、先ほど指名された委員よろしくお願いいたします。続けて、最適化活動の報告ということで、最適化活動の点検評価の部分で改めて説明させていただきます。今回資料がありますので、事務局より説明さしあげます。

事　務　局　前回までの総会において、最適化活動等の目標設定及び実績の点検・評価について議決をいただいたところですが、その際に、次回総会において制度についてのご説明をさせていただくこととしておりましたので、改めてこの制度の概要を説明させていただきます。

本日追加でお配りしました、「Ⅱ　農業委員会の改革」と記載されている資料をご覧ください。１ページと２ページは平成28年に農業委員会等に関する法律が改正された時に農林水産省が作成したもので、まずこの資料で最適化活動の概要を説明させていただきます。

１ページをご覧ください。最適化活動とは、農業委員会等に関する法律により平成28年度から法定化され、農業委員会の取組と位置付けられた活動であり、１ページの中段に赤字で記載されているとおり、担い手への農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進により、農地等の利用の効率化、高度化を進める活動を指します。

続いて２ページをご覧ください。最適化活動の法定化にあわせ、新たに農地利用最適化推進委員が新たに位置づけられており、主な役割は真ん中の枠に囲われた部分に記載されておりますが、地域の農業者等の話し合いの推進や、出し手と受け手に対する意向把握や調整対応等のアプローチ、地域の農地の状況把握といった現場活動を行うこととされております。

各農業委員会に最適化推進委員を配置するかどうかは一定の要件があるところで、配置をしていない農業委員会においては、農業委員が最適化活動の現場での活動を行うことになっています。

資料の３ページをご覧ください。この資料は令和４年に農林水産省が作成したもので、最適化活動については、毎年目標を設定するとともに、取組結果を点検と評価することが求められるようになったことから、目標の項目や点検・評価の流れが記載されたものです。

目標と点検評価の内容については、先の総会において決定いただいたところとなっておりますが、この資料に記載のとおり、前年の集積率や遊休農地の面積等を踏まえ、また国が示す通知に従いながら、目標設定、点検・評価をしたところです。

当市における具体的な目標としましては、農地の集積については令和15年度を目標に集積率95%、令和７年度の新規集積面積を20ha、今年度末の集積率を69.7%としたところです。

その他、過去に発生した遊休農地の解消目標として2.2ha、昨年度発生した遊休農地の解消面積として3.38haなどとなっております。

また、最適化推進委員の現場活動についても目標設定と点検・評価をすることとなっており、こちらも先の総会で決定いただきましたが、今年度の目標として、活動日数は月５日で、活動強化月間の設定などがあります。推進委員の皆さんには、活動記録を毎月作成いただき、

この内容をもとに点検評価をしておりますので、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

なお、これら最適化活動等の目標の設定や点検評価の公表につきましては、農業委員会等に関する法律において、農業委員会は運営の透明性を確保するため、最適化の推進の状況等を公表するこが義務付けられているため実施しているものとなります。説明は以上です。

事務局次長　私から1点報告があります。東京で開催されました、会長大会へ会長と私とで出席してきまして、その中におきましても農業委員会系統の取り組みとして最適化活動をしっかり行いましょうということで、申し合わせ決議されております。特に、地域計画の推進というところで今後方針が出てくるのでよろしくお願いしますとのことでした。事務局からは以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。皆さまからなければ以上をもちまして第25回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14　時 10　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名